

富山県知事が宅地建物取引業者に対して行った行政処分

○ここでは、宅地建物取引業法に基づき、富山県知事が宅地建物取引業者に対し行った行政処分を掲載しています。

○免許証番号、商号又は名称、代表者、所在地については処分時の情報であり、処分日以降に変更されている可能性がありますのでご注意ください。

行政処分の根拠法令：宅地建物取引業法
公開対象の行政処分：免許取消、業務停止、指示
行政処分情報の公開期間：行政処分を行った日から5年間

処分日	免許証番号	商号又は名称	代表者	所在地	処分内容	処分理由	違反条項等
令和3年7月12日	富山(2)2961号	株式会社親交開発	伊藤 和也	富山県射水市二口2416番地	指示	法第65条第1項第2号に該当	法第34条の2第1項、法第35条第1項第1号 法第65条第1項第2号
令和5年9月4日	富山(8)1836号	浅野ヒツタ家具工業株式会社	浅野 博	黒部市飯沢807-1	取消	法第66条第1項第3号に該当	法第5条1項第6号に該当